

2019年5月22日

交通費手当および旅費に関する内規

多摩大学大学院同窓会事務局

(目的)

第1条 この内規は、多摩大学大学院同窓会の交通費手当および旅費の運用手続きを定め、効率よく運営することを目的として制定する。

(適用範囲)

第2条 この内規は、多摩大学大学院同窓会員が会の目的で動員される場合の交通費手当、会の目的で出張する場合の旅費、および、同窓会行事への招待した方のお車代および旅費に適用する。

(準拠する基準)

第3条 この内規を運用する場合は、この内規に定めるもののほか、会則および理事会の判断に従うものとする。

(交通費手当)

第4条 会則に明記されている理事会、総会に出席する理事、監事、選定会員および会長が必要と認めた協力員には、一律1,000円を交通費手当として支給する。
2. 総会で決議されている大懇親会等の行事に事務方として出席する理事、監事、選定会員、および動員をお願いした協力員には、一律1,000円を交通費手当として支給する。

(旅費)

第5条 会長が必要と認めた者には、以下の基準にて旅費を支給する。座席のクラスは鉄道は普通車、航空はエコノミー、宿泊は4星程度のビジネスホテルとする。

摘要	金額
鉄道賃	実費
航空賃	実費
宿泊料	実費

(お車代)

第6条 同窓会行事へ招待した方で会長が必要と認めた場合には、以下の基準にて、お車代を支払う。

摘要	金額
お車代	10,000円

(招待者遠距離旅費)

第7条 招待者が遠方（片道100KMを超える場合）から来訪された場合は、お車代に加えて、旅費を実費にて支払う。

(内規の変更)

第8条 この内規を変更する場合は、理事会の承認を得る。

附則

1. この内規は2019年5月22日から施行する。

規程改訂履歴

年月日	改定内容要旨	作成者
2019年5月22日	新規制定	橋野泰久・松田壮史・西村真治

同窓会会長殿

以下のように交通費手当を申請いたします。内容確認の上、下記口座宛に支払いを御願いいたします。

多摩大学大学院同窓会

交通費手当申請書			
申請日	年 月 日		
リーダー/確認者	(リーダー)	・ (確認者)	
交通費手当対象者 (自署)			
合計 人			
交通費手当 (人数×1,000 円)			
振込先口座	銀行名 ()	支店名 ()	普通・当座
	口座番号 ()	名義 ()	

1. リーダーは本様式を作成し、交通費手当を立替払いする。
2. リーダーは本様式を PDF または JPG で同窓会事務局 (jimukyoku@tgs-tamago.jp) に送信する。
3. 同窓会事務局は内容確認の上振込を行なう。